

宮崎県工事成績評定要領

平成20年4月1日
環境森林部自然環境課
農政水産部農村計画課
県土整備部技術企画課

(目的)

第1条 この要領は、環境森林部、農政水産部又は県土整備部の所管する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって良質な工事を確保し、受注業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする工事は、原則として、1件の当初設計金額が250万円以上の工事とする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、次の各号に規定する者とする。

- 一 検査員 検査員とは、宮崎県工事検査取扱要領（平成20年4月1日定め。以下「検査要領」という。）第2条第4項に規定する検査員とする。
- 二 総括監督員 総括監督員とは、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「財務規則」という。）第111条第1項に規定する監督員で、工事の監督総括業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、関連工事の調整、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施で重要なものの処理を行うとともに、主任監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。
- 三 主任監督員 主任監督員とは、財務規則第111条第1項に規定する監督員で、工事の監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付、又は受注者が作成した図面の承諾を行い、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く）を行い、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められる場合における総括監督員及び契約担当者等への報告を行うとともに、監督業務の掌理を行う者をいう。
- 四 工事執行機関の長 工事執行機関の長とは、検査要領第2条第2項に規定する工事執行機関の長とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、監督及び検査により確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 工事成績の採点は、工事成績採点の配分表（別表第1）により行うものとする。
- 3 細目別評定点の算出は細目別評定点算出表（別表第2）によるものとする。
- 4 検査員は、評定の結果を、工事検査結果復命書兼工事成績評定書（別記様式第1号及び第2号）に、総括監督員及び主任監督員は工事成績評定書（別記様式第3号及び第4号）にそれぞれ記録するものとする。
- 5 検査員は、当初設計金額が250万円以上の工事における完成検査若しくは一部完成検査を実施したとき、又は当初設計金額が1億円以上の工事における中間検査を実施したときに評定を行い、総括監督員及び主任監督員は、工事完成時に評定を行うものとする。
- 6 評定にあたっては、別紙-4の「出来形及び品質のばらつきの考え方」及び別紙-5「施工プロセスのチェックリスト」に沿って行うものとする。また、受注者は、工事における「創意工夫」及び「社会性等」に関して、当該工事における実施状況に係る資料を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。

(評定結果の提出)

第5条 検査員は、評定を行ったときは、その結果を遅滞なく工事検査結果復命書兼工事成績評定書により検査下命者及び工事執行機関の長に提出するものとする。また、総括監督員及び主任監督員は、工事成績評定書により工事執行機関の長に提出するものとする。

(総合評定)

第6条 工事執行機関の長は、各評定者の行った評定に基づき、工事成績採点の配分表により工事ごとの総合評定を行い、その結果（以下「総合評定点」という。）を工事成績評定表（別記様式第5号）に記録するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 工事執行機関の長は、当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書（別記様式第6号）により、総合評定点を遅滞なく通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 工事執行機関の長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認める場合は、修正しなければならない。ただし、知事が下命する工事にあつては、あらかじめ各部の工事成績評定に係る主管課長及び工事検査課長に承認を受けた後に、修正を行うものとする。

2 工事執行機関の長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定結果の公表)

第9条 工事執行機関の長は、第7条又は前条による通知を行ったときは、通知を行った月の評定結果を、別記様式第6号により、翌月にまとめて公表するものとする。

2 公表については、閲覧方式とし、閲覧は、各工事執行機関において行うものとする。

3 閲覧期間は、評定結果の通知を行った年度とその翌年度とする。

(説明請求等)

第10条 第7条又は第8条の第2項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く。以下同じ。）以内に、書面により、工事執行機関の長に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 工事執行機関の長は、前項による説明を求められた場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、工事成績評定に係る説明書（別添様式第7号）により回答するものとする。ただし、工事執行機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、回答までの期間を30日まで延長することができる。この場合、工事執行機関の長は、請求者に対し回答期限の延長について書面により通知しなければならない。

(工事成績評定評価委員会)

第11条 工事執行機関の長は、第8条第2項の通知及び前条第2項の回答を行うに当たり、必要に応じて意見を求めるため、環境森林部、農政水産部及び県土整備部並びに各工事執行機関内に、工事成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会の組織、構成その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要領は、廃止する。

- 一 宮崎県環境森林部所管工事成績評定要領（昭和58年6月20日定め）
- 二 宮崎県農政水産部所管工事成績評定要領（昭和58年4月1日定め）
- 三 宮崎県県土整備部所管工事成績評定要領（昭和58年4月1日定め）

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。